

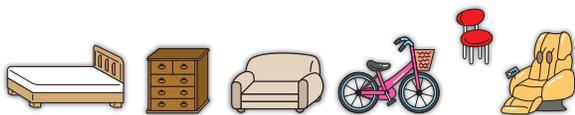
# 一時多量ごみ・粗大ごみの処理施設への持ち込み

- 資源物・ごみは、定められた品目ごとに**分別**して持ち込んでください。
- 持ち込みが**複数回**になる場合は、事前にご連絡ください。
- 運転免許証**などの本人確認ができるものを持参してください。
- 4トン**を超える車・**ユニック車**での持ち込みはできません。
- 軽トラックなどで持ち込む場合は、**飛散**しないようにしてください。
- 持ち込みができる時間は、**8:30～12:00**、**13:00～16:00**です。
- 12～13ページ**のものは市では受け入れができません。それ以外でも、適正処理が困難なものは**受け入れができない**場合や**制限**する場合があります。

## 《お問合せ》 日向市役所 環境政策課

〒883-0034  
日向市大字富高 2203 番地 1  
☎ **0982 - 53 - 2256**

- 古紙類 (4 ページ)
- あきびん (5 ページ) ●古布類 (5 ページ)
- ペットボトル (5 ページ)
- 缶類 (6 ページ)
- プラスチック製容器包装 (7 ページ)
- 燃やせないごみ (10～11 ページ)
- 粗大ごみ (長辺がおおむね **80cm** 以上のもの)
  - ・自転車、家電製品など、**金属**や**ガラス**を含むもの
  - ・ベッド、タンスなどの**家具類**



## ひゅうがりサイクルセンター

(土曜日は休み)

〒883-0063 日向市竹島町 1 番地 86 ☎ **55-0055**



- 燃やせるごみ (8～9 ページ)
- 古紙類 (4 ページ)
- 粗大ごみ (長辺がおおむね **80cm** 以上のもの)
  - ・衣装ケースなどの**プラスチック**だけでできているプラスチック製品のみ
- 剪定樹木

### ▼リサイクル対象樹木

太さがおおむね **5cm～15cm** 以内  
長さが **200cm** 以内の剪定樹木

ただし、以下の樹木はリサイクルの  
対象とすることができません。

- 繊維質の樹木、竹類、腐食したもの
- ペットボトル・空き缶・ビニール・ロープ・土・石・砂・金属類その他剪定樹木以外の廃棄物が混入しているもの

リサイクル対象外の剪定樹木であっても、太さがおおむね 15cm 以下、長さが 80cm 以下のものであれば、**燃やせるごみ**として受け入れ可能です。

## 日向東臼杵広域連合

### 清掃センター (土曜日・祝日は休み)

〒883-0034 日向市大字富高 2192 番地 ☎ **53-3401**

※日曜日が祝日の場合、その日は休みとなります。  
代わりに翌日の振替休日は受け入れがあります。



### ●ペットの死体

※**遺骨**の引渡しはできません。**供養**は専門業者へ依頼してください。  
※公道にある犬猫などの死体は、道路管理者 (**市道**は環境政策課) にご連絡ください。

**事業活動に伴うごみは分別区分や持ち込み先などが異なります。詳しくはお問い合わせください。**

※事業活動に伴うごみのうち、清掃センターには**廃プラスチック類**などの産業廃棄物 (12 ページ参照) を持ち込むことはできません。  
ひゅうがりサイクルセンターには産業廃棄物を持ち込むことはできますが、市では処理できないため、処理費用が必要 (**有料**) になります。